平成２１年（フ）第１１９８号
東京都八王子市叶谷町941番地
債務者　有山　孝志
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１９９号
東京都八王子市叶谷町941番地
債務者　有山　亜紀
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２２号
東京都江東区三好１丁目５番８号
債務者　石嶋　要三
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８８１号
埼玉県志木市上宗岡１丁目８番36号
破産者　有限会社エーティーネットワーク
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第６００号
北九州市八幡西区八枝２丁目２番30号
破産者　有限会社海杏
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第６０１号
北九州市八幡西区八枝２丁目２番30号
破産者　カーサロングランプリー有限会社
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２号
秋田県横手市鍛冶町２番８号
破産者　有限会社宇宙船
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１６８号
群馬県邑楽郡明和町中谷129番地
破産者　有限会社川俣交通
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１１１号
新潟県三条市中新22番41－６号
破産者　川瀬都久子（旧姓吉野）
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第２６９号
長野県中野市大字新井445番地２
破産者　中野興業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
長野市稲葉母袋614番地
破産者　有限会社樹工芸
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５７７号
名古屋市守山区大森５丁目1607番地の２
破産者　有限会社ハヤシ工業
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２９号
名古屋市守山区西川原町158番地
破産者　有限会社エクセレント
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５５号
愛知県津島市常盤町１丁目16番地の１
破産者　株式会社信和工業
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９３号
愛知県尾張旭市白鳳町１丁目82番
破産者　有限会社ネットエンジニア
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１０８８４号
大阪府門真市幸福町10番18号
破産者　有限会社プリントママ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９７１号
大阪市中央区日本橋１丁目15番９号
破産者　不二屋クリーニング株式会社
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７５０号
大阪府高槻市日吉台七番町３番21号
破産者　株式会社前田紙器
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０号
大阪府八尾市本町７丁目４番５号
破産者　株式会社ＤＣ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３４０号
大阪市阿倍野区橋本町３番30号メゾン阿倍野晴明丘壱番館
破産者　株式会社ケーツーライフ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０７号
大阪市都島区都島本通４丁目14番11号107
破産者　株式会社アンカーサポート
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３４号
大阪市淀川区西中島７丁目１－３　チサンマンション第８新大阪715号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市東豊中町４丁目１番22号
破産者　有限会社Ｊａｐａｎ・Ｃｏｎｔｉｎｅｎｔ・Ｍｅｄｉａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部